

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第1項の規定に基づき届出を行った電気最終保障供給約款(令和8年6月1日実施。)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率および別表3(市場価格調整)(1)ホ(イ)に定める市場価格調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2(燃料費等調整)(2)に定める基準燃料単価および別表2(燃料費等調整)(3)に定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給を受ける場合	3,036.00	276.00
特別高圧で供給を受ける場合	2,976.00	270.55
電力量料金		
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	20.92	1.90
特別高圧で供給を受ける場合	18.88	1.72
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給を受ける場合	3,036.00	276.00
特別高圧で供給を受ける場合	2,976.00	270.55
電力量料金		
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	20.92	1.90

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
特別高圧で供給を受ける場合	18.88	1.72

(2) 別表2 (燃料費等調整) (2)に定める基準燃料単価

区分および単位	基準燃料単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0.144	0.013
特別高圧で供給を受ける場合	0.141	0.013

(3) 別表2 (燃料費等調整) (3)に定める基準市場単価

区分および単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
別表2 (燃料費等調整) (3)イにより基準市場単価を定める場合		
高圧で供給を受ける場合		
1キロワット時につき		
毎年1月の料金に係る計量期間等	0.474	0.043
毎年2月の料金に係る計量期間等	0.474	0.043
毎年3月の料金に係る計量期間等	0.397	0.036
毎年4月の料金に係る計量期間等	0.397	0.036
毎年5月の料金に係る計量期間等	0.397	0.036
毎年6月の料金に係る計量期間等	0.397	0.036
毎年7月の料金に係る計量期間等	0.492	0.045
毎年8月の料金に係る計量期間等	0.492	0.045
毎年9月の料金に係る計量期間等	0.492	0.045
毎年10月の料金に係る計量期間等	0.397	0.036
毎年11月の料金に係る計量期間等	0.397	0.036
毎年12月の料金に係る計量期間等	0.474	0.043
特別高圧で供給を受ける場合		
1キロワット時につき		
毎年1月の料金に係る計量期間等	0.463	0.042
毎年2月の料金に係る計量期間等	0.463	0.042
毎年3月の料金に係る計量期間等	0.387	0.035
毎年4月の料金に係る計量期間等	0.387	0.035
毎年5月の料金に係る計量期間等	0.387	0.035

区分および単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
毎年6月の料金に係る計量期間等	0.387	0.035
毎年7月の料金に係る計量期間等	0.480	0.044
毎年8月の料金に係る計量期間等	0.480	0.044
毎年9月の料金に係る計量期間等	0.480	0.044
毎年10月の料金に係る計量期間等	0.387	0.035
毎年11月の料金に係る計量期間等	0.387	0.035
毎年12月の料金に係る計量期間等	0.463	0.042
別表2（燃料費等調整）（3）ロにより基準市場単価を定める場合		
高圧で供給を受ける場合		
1キロワット時につき		
毎年1月1日から1月31日までの期間	0.474	0.043
毎年2月1日から2月28日までの期間 （閏年となる場合は、2月29日までの期間）	0.474	0.043
毎年3月1日から3月31日までの期間	0.397	0.036
毎年4月1日から4月30日までの期間	0.397	0.036
毎年5月1日から5月31日までの期間	0.397	0.036
毎年6月1日から6月30日までの期間	0.397	0.036
毎年7月1日から7月31日までの期間	0.492	0.045
毎年8月1日から8月31日までの期間	0.492	0.045
毎年9月1日から9月30日までの期間	0.492	0.045
毎年10月1日から10月31日までの期間	0.397	0.036
毎年11月1日から11月30日までの期間	0.397	0.036
毎年12月1日から12月31日までの期間	0.474	0.043
特別高圧で供給を受ける場合		
1キロワット時につき		
毎年1月1日から1月31日までの期間	0.463	0.042
毎年2月1日から2月28日までの期間 （閏年となる場合は、2月29日までの期間）	0.463	0.042
毎年3月1日から3月31日までの期間	0.387	0.035
毎年4月1日から4月30日までの期間	0.387	0.035
毎年5月1日から5月31日までの期間	0.387	0.035
毎年6月1日から6月30日までの期間	0.387	0.035

区分および単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
毎年7月1日から7月31日までの期間	0.480	0.044
毎年8月1日から8月31日までの期間	0.480	0.044
毎年9月1日から9月30日までの期間	0.480	0.044
毎年10月1日から10月31日までの期間	0.387	0.035
毎年11月1日から11月30日までの期間	0.387	0.035
毎年12月1日から12月31日までの期間	0.463	0.042

(4) 別表3 (市場価格調整) (1)ホ(イ)に定める市場価格調整単価

区分および単位	市場価格調整単価	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力A		
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	3.49	0.32
特別高圧で供給を受ける場合	3.15	0.29
最終保障電力B		
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	3.49	0.32
特別高圧で供給を受ける場合	3.15	0.29